

2015/11/3

高層マンションで相続税節税

国税庁が監視強化

追徴課税も

国税庁が全国の国税局に対しタワーマンションを使つた相続税対策への監視を強化するよう指示していたことが2日、分かった。相続税評価額を低く抑える手法として人気を集めていたが、行きすぎた節税策と判断されれば、今後は相続税が追徴課税される。

マンションの相続税評価額（土地）は、敷地全体の評価額に、その部屋の持ち分割合をかけて算出する。高層マンションは部屋数が多いことから、1戸あたりの持ち分が小さくなり、評価額を低く抑える効果がある。

わらない。このため、より市場価格の高い高層階の物件を購入し、相続後に売却することで、現金を相続した場合などに比べ相続税を大幅に抑制できる」とされる。

裕層にしか活用できない節税方法であり、税負担の公平を著しく害する恐れがある」として、行きすぎた節税行為には相続税を追徴課税する。

相続の直前に被相続人名義で購入されたタワーマンションが、相続人により短期間で売却され、売買価格と相続税評価額との間に著しい差が生じ

除）が4割縮小したこと、税負担を軽くしたい対象になるとみられる。ただ、国税庁はどのマンションを購入する動きが広がっている。

しかし、国税庁は「富

裕層にしか活用できない

不動産市場に詳しい東

京カンティイの井出武・上

不適切とする基準を公表

するようなケースが対象にな

るかを明らかにしていな

税が強化されれば、納税

だ」としている。

者や不動産業界に混乱が

生じかねない。国税庁は

不適切とする基準を公表

し、透明性を担保すべき